

新型インフルエンザ等対策五所川原市行動計画の改定

新型インフルエンザ等対策五所川原市行動計画の作成

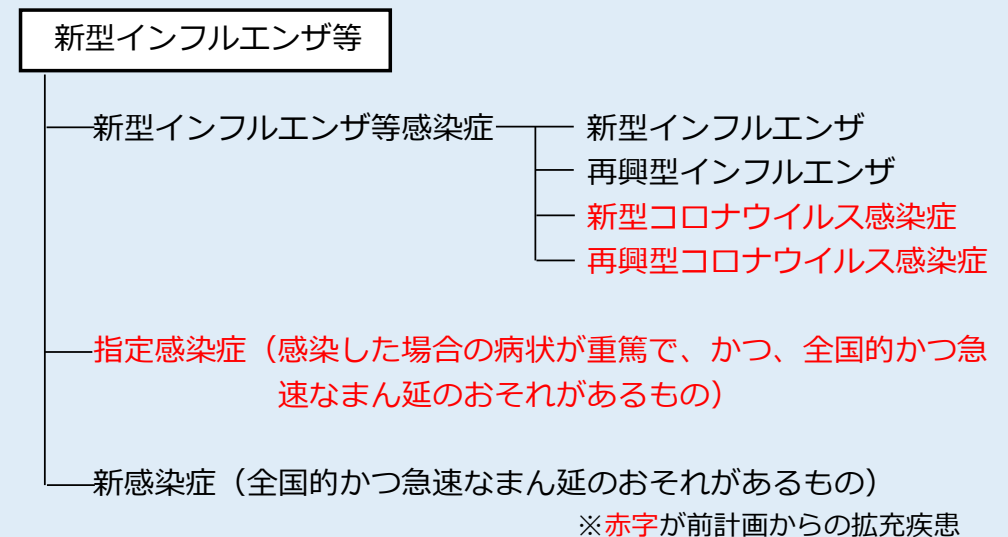
- 国は、平成21年の新型インフルエンザの発生を契機に、平成24年に新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定した
- 同法により、新型インフルエンザ等の発生に備え、政府、都道府県、市町村はそれぞれ行動計画を策定することとされた
- 平成25年11月、県行動計画が作成され、その内容を踏まえて、平成26年7月、市行動計画を作成
- 市行動計画は次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ等対策に取り組むこととしている（改定版も同じ）
 - ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
 - ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となること

市行動計画の改定

- 国は、令和6年7月、新型コロナ対応を踏まえ、政府行動計画を初めて抜本的に改定
- 県は、政府行動計画の改定内容を踏まえ、令和7年4月、県行動計画を抜本的に改定
- 県行動計画の改定内容を踏まえ、市行動計画を改定することが求められている

市行動計画改定の概要

- (1) 県行動計画の改定内容に準ずることとし、新型コロナ対応の経験を踏まえ、市が主体となって行う事項を中心に記載
- (2) 市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が定める基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町と緊密な連携を図る（現計画と同じ）
- (3) 新型インフルエンザ等の定義（対象となる感染症）



(4) 県行動計画の改定内容に準じた市行動計画の変更点

項目	現計画	改定案
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応
発生段階 →対策段階	①未発生期	①準備期
	②海外発生機	②初動期
	③国内発生期	③対応期
	④国内感染期	
	⑤小康期	
平時の準備	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
対策項目	①実施体制	①実施体制
	②情報提供・共有	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
	③まん延防止に関する措置	③まん延防止
	④予防接種	④ワクチン
	⑤医療	(削除)
		⑤保健 (新)
		⑥物資 (新)
	⑥市民生活及び地域経済の安定に関する措置	⑦市民生活及び市民経済の安定の確保
計画の構成	発生段階を基本軸として各対策項目における取組を記載	対策項目を基本軸として対策段階における取組を記載

(5) 各対策項目毎の段階別取組内容 ※赤字が改定計画追加項目

対策段階	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 市行動計画の作成や体制整備・強化 国及び県等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生疑いを把握 →情報収集、必要に応じ市対策本部を設置 新型インフルエンザ等の発生を確認 →市対策本部設置の検討、人員体制の強化 必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部設置→必要に応じ市対策本部設置 国の基本的対処方針に基づく対策の実施 職員の派遣・応援への対応 必要な財政上の措置 緊急事態宣言→直ちに市対策本部を設置
②情報・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策等に関する情報提供・共有 偏見・差別等に関する啓発 偽・誤情報に関する啓発 迅速かつ一体的な情報提供・共有体制の構築 国の要請を踏まえたコールセンターの設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ一体的な情報提供・共有 国の要請を踏まえたコールセンターの設置 偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ一体的な情報提供・共有 国の要請を踏まえたコールセンター設置の継続 偏見・差別等や偽・誤情報への対応
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の普及、有事の対応の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続に基づく対応の準備 	<p>(国、県による取組)</p>
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種に必要な資材確保方法の確認と準備 ワクチン供給体制(供給量と分配量の想定) 関係者と連携した接種体制構築訓練 国が進める特定接種に係る事業者登録等への協力 国の指示による特定接種体制の構築 住民接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種に必要な資材の確保 接種体制の構築 特定接種への必要な支援 住民接種への全庁的な実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンや必要な資材の供給 国と連携した特定接種の実施 住民接種の実施 接種に関する情報提供・共有 接種体制の拡充 接種記録の管理(国のシステム基盤の活用) 健康被害救済
⑤保健	<p>(国、県による取組)</p>	<p>(国、県による取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する健康観察及び生活支援への協力
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄等 	<p>(国、県による取組)</p>	<p>(国、県による取組)</p>
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有体制の整備 支援の実施に係る仕組みの整備 物資及び資材の備蓄 生活支援を要する者への支援等の準備 火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な遺体安置施設等の確保に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 心身への影響に関する施策 生活支援を要する者への支援 教育及び学びの継続に関する支援 県と連携した生活関連物資等の価格の安定等 埋葬・火葬の特例等 事業者に対する支援 水の安定供給措置

(6) 新型インフルエンザ等対応の庁内体制

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、特措法及び五所川原市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき設置される市対策本部で対応する。(現計画と同じ)

国の基本的対処方針を踏まえ、県と連携しつつ、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

【五所川原市新型インフルエンザ等対策本部】

本部長 市長
副本部長 副市長
本部員 教育長、各部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局長、各総合支所長、五所川原地区消防事務組合消防長、その他本部長が必要と認める者

※特措法で規定する市対策本部の組織

本部長 = 市長

本部員 = 副市長、教育長、消防長、その他本部長が任命する職員
国の緊急事態宣言がなされた場合に設置しなければならない。

なお、緊急事態宣言がなくても、市が任意で設置できる。

計画改定の経過・スケジュール

令和6年7月3日	・ 政府行動計画改定通知・公表
令和7年4月28日	・ 県行動計画改定通知・公表
令和7年6月26日	・ 市町村行動計画改定に係る説明会(県主催)
令和8年4月	・ 改定計画素案の作成
令和8年5月13日	・ 庁内意見照会 ・ 県意見照会
令和8年5月14日	・ 有識者(西北五医師会)意見照会
令和8年5月20日	・ 庁議にて改定計画案の決定
令和8年5月25日	・ 議員への説明
令和8年6月1日～6月30日	・ パブリックコメントの実施
令和8年7月	・ 計画改定(7月末期限) ・ 議会へ報告 ・ 県へ報告 ・ 市ホームページで公表